

令和4年2月15日提出

# 令和4年2月市議会定例会

議 案

〔 議案第13号～議案第31号 〕

島 田 市



目 次		
議案番号	件 名	ページ
議案第13号	令和4年度島田市一般会計予算	別冊
議案第14号	令和4年度島田市国民健康保険事業特別会計予算	別冊
議案第15号	令和4年度島田市土地取得事業特別会計予算	別冊
議案第16号	令和4年度島田市休日急患診療事業特別会計予算	別冊
議案第17号	令和4年度島田市介護保険事業特別会計予算	別冊
議案第18号	令和4年度島田市介護サービス事業特別会計予算	別冊
議案第19号	令和4年度島田市後期高齢者医療事業特別会計予算	別冊
議案第20号	令和4年度島田市水道事業会計予算	別冊
議案第21号	令和4年度島田市病院事業会計予算	別冊
議案第22号	令和4年度島田市公共下水道事業会計予算	別冊
議案第23号	島田市特定用途制限地域内における建築物の制限に関する条例について	1
議案第24号	島田都市計画川越し街道周辺地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例について	3
議案第25号	島田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について	6
議案第26号	島田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	7
議案第27号	島田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	9
議案第28号	島田市地区計画等の案の作成手続に関する条例の一部を改正する条例について	11
議案第29号	島田市水道事業給水条例の一部を改正する条例について	13
議案第30号	第2次島田市総合計画後期基本計画の策定について	15
議案第31号	町の区域の変更について	33



議案第23号

島田市特定用途制限地域内における建築物の制限に関する条例について

島田市特定用途制限地域内における建築物の制限に関する条例を次のとおり定める。

令和4年2月15日提出

島田市長 染谷 絹代

島田市特定用途制限地域内における建築物の制限に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第49条の2の規定に基づき、特定用途制限地域内における建築物の用途に関する制限を定めることにより、合理的な土地利用を図るとともに、良好な環境の形成及び保持に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）の定めるところによる。

(適用地域)

第3条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定により市長が告示した都市計画に定める特定用途制限地域（以下「特定用途制限地域」という。）内に適用する。

(地区の区分及び名称)

第4条 この条例における地区の区分及び名称は、前条の都市計画の定めるところによる。

(建築物の用途の制限)

第5条 次の表の左欄に掲げる地区においては、同表の右欄に掲げる建築物を建築してはならない。

地区の区分	建築してはならない建築物
初倉A地区	(1) 法別表第2（と）項に掲げるもの (2) 法別表第2（に）項第3号及び第6号に掲げるもの (3) 法別表第2（ほ）項第2号及び第3号に掲げるもの (4) 法別表第2（へ）項第3号に掲げるもの
初倉B地区	法別表第2（に）項に掲げるもの

(建築物の敷地が特定用途制限地域の内外にわたる場合等の措置)

第6条 建築物の敷地が特定用途制限地域の内外にわたる場合における前条の規定の適用については、その敷地の過半が当該特定用途制限地域に属するときはその建築物の全部について同条の規定を適用し、その敷地の過半が当該特定用途制限地域の

外に属するときはその建築物の全部について同条の規定を適用しない。

2 前条の規定は、建築物の敷地が2地区にわたる場合においては、その建築物の全部について、その敷地の過半が属する地区に係る規定を適用する。

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第7条 法第3条第2項の規定により第5条の規定の適用を受けない建築物について、規則で定める範囲において増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第5条の規定は適用しない。

(許可による特例)

第8条 この条例の規定は、次に掲げる建築物については、その許可の範囲内において、これを適用しない。

(1) 市長が公益上必要な建築物で用途上やむを得ないと認めて許可したもの

(2) 市長が特定用途制限地域内の土地利用の状況等に照らし、当該地域の良好な環境を害するおそれがないと認めて許可したもの

2 市長は、前項の規定による許可をする場合は、あらかじめ、島田市建築審議会に諮問をしなければならない。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第10条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

(1) 第5条の規定に違反した場合における当該建築物の建築主

(2) 法第87条第2項において準用する第5条の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前項の違反行為をした場合においては、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同項の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(島田市建築審議会条例の一部改正)

2 島田市建築審議会条例（令和2年島田市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号を同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

(5) 島田市特定用途制限地域内における建築物の制限に関する条例（令和4年島田市条例第 号）第8条第1項の規定による許可に関すること。

## 議案第24号

島田都市計画川越し街道周辺地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例について

島田都市計画川越し街道周辺地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例を次のとおり定める。

令和4年2月15日提出

島田市長 染谷 絹代

島田都市計画川越し街道周辺地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第68条の2第1項の規定に基づき、建築物の用途及び構造に関する制限を定めることにより、適正な都市機能と健全な都市環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）の定めるところによる。

(適用区域)

第3条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定により告示された島田都市計画川越し街道周辺地区計画（以下「川越し街道周辺地区計画」という。）の区域内に適用する。

(地区の区分及び名称)

第4条 この条例における地区の区分及び名称は、川越し街道周辺地区計画の定めるところによる。

(建築物の用途の制限)

第5条 A地区及びB地区においては、次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。

- (1) 法別表第2（い）項第1号から第9号までに掲げるもの
- (2) 法別表第2（は）項第5号に掲げるもの
- (3) 事務所、ホテル又は旅館でその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以内のもの
- (4) 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館で文化及び観光の振興の用途に供するもの
- (5) 前各号に掲げる建築物に附属するもの（畜舎及び政令第130条の5に定める建築物を除く。）

(建築物の高さの最高限度)

第6条 建築物の高さは、次の表の左欄に掲げる地区の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる高さを超えてはならない。

地区の区分	建築物の高さの最高限度
A地区	10メートル
B地区	12メートル

2 前項に規定する建築物の高さには、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さは、5メートルまでは、算入しない。

3 第1項に規定する建築物の高さには、棟飾、防火壁の屋上突出部その他これらに類する屋上突出部の高さは、算入しない。

(建築物の敷地が区域の内外にわたる場合等の措置)

第7条 建築物の敷地が第3条に規定する区域の内外にわたる場合における第5条の規定の適用については、その敷地の過半が当該区域に属するときはその建築物の全部について同条の規定を適用し、その敷地の過半が当該区域の外に属するときはその建築物の全部について同条の規定を適用しない。

2 前条の規定は、建築物がA地区又はB地区の内外にわたる場合においては、その建築物のうちA地区又はB地区に属する部分について、その部分が属する地区に係る規定を適用する。

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第8条 法第3条第2項の規定により第5条の規定の適用を受けない建築物について、規則で定める範囲において増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第5条の規定は適用しない。

(許可による特例)

第9条 この条例の規定は、次に掲げる建築物については、その許可の範囲内において、これを適用しない。

(1) 市長が公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したもの

(2) 市長が区域内の土地利用の状況等に照らし、適正な都市機能と健全な都市環境の確保に支障がないものと認めて許可したもの

2 市長は、前項の規定による許可をする場合は、あらかじめ、島田市建築審議会に諮問をしなければならない。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第11条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

(1) 第5条の規定に違反した場合における当該建築物の建築主

(2) 第6条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の設計者（設計図書を

用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者)

(3) 法第87条第2項において準用する第5条の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者

2 前項第2号に規定する違反があった場合において、その違反が建築主の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主に対して同項の罰金刑を科する。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して第1項の罰金刑を科する。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(島田市建築審議会条例の一部改正)

2 島田市建築審議会条例（令和2年島田市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号を同条第7号とし、同条第5号の次に次の1号を加える。

(6) 島田都市計画川越し街道周辺地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（令和4年島田市条例第 号）第9条第1項の規定による許可に関すること。



議案第25号

島田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

島田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和4年2月15日提出

島田市長 染谷 絹代

島田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

島田市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成23年島田市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第2号を次のように改め、同項中第7号を第8号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り下げる。

(2) 看護手当

第5条第1項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 医療技術業務手当

第5条第3項中「訪問看護ステーション看護手当」を「看護手当」に、「訪問看護ステーションに勤務する職員が訪問看護」を「規則で定める職員が看護」に改め、同条中第8項を第9項とし、第4項から第7項までを1項ずつ繰り下げ、第3項の次に次の1項を加える。

4 医療技術業務手当は、規則で定める職員が医療技術の業務に従事したときに支給する。

別表保健衛生業務に係る特殊勤務手当の部訪問看護ステーション看護手当の項中「訪問看護ステーション看護手当」を「看護手当」に改め、同項の次に次のように加える。

医療技術業務手当	業務に従事した日の属する月 1月につき	4,500円
----------	------------------------	--------

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。



島田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

島田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和4年2月15日提出

島田市長 染谷 絹代

島田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

島田市職員の育児休業等に関する条例（平成17年島田市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号を次のように改める。

(3) 規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員

第2条の3を第2条の5とし、第2条の2の次に次の2条を加える。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める日）

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳に達する日（以下この条において「1歳到達日」という。）

(2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。）当該子が1歳2か月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項又は第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日と

された日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日) ) の翌日 (当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に任命権者を同じくする職 (以下「特定職」という。)に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日) を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子が1歳6か月に達する日 (以下「1歳6か月到達日」という。)

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日 (当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日) において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日 (当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日) において地方等育児休業をしている場合

イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合 (育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日 (当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日) を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

(1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合

(2) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

第12条第1項中「同項第1号」を「育児休業法第10条第1項第1号」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

島田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

島田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和4年2月15日提出

島田市長 染谷 絹代

島田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

島田市国民健康保険税条例（平成18年島田市条例第1号）の一部を次のように改正する。

本則中「国民健康保険の被保険者に係る所得割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額」に、「国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額」に、「国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額」に改める。

第2条第3項中「被保険者均等割額」を「並びに被保険者均等割額」に改め、同条第4項中「並びに」を「及び」に改める。

第6条第1号中「第23条」を「第23条第1項」に改める。

第7条中「賦課期日の属する年の前年の所得に係る」を削る。

第15条第1項中「同条」を「その減額後」に改める。

第23条中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 4,170円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 6,950円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 1万1,120円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 1万3,900円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

- ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,200円
- イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2,000円
- ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 3,200円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 4,000円

第23条の2中「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に、「総所得金額」を「総所得金額及び」に改め、「第3号において同じ。」の次に「及び」を加える。

附則第8項中「第23条」を「第23条第1項」に、「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改める。

附則第9項、第10項及び第12項から第19項までの規定中「第23条」を「第23条第1項」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条第1号の改正規定、第15条第1項の改正規定、第23条の改正規定及び第23条の2の改正規定（「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に改める部分に限る。）並びに附則第8項から第10項まで及び第12項から第19項までの改正規定は令和4年4月1日から施行する。

##### (適用区分)

- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定に限る。）による改正後の島田市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

## 議案第28号

島田市地区計画等の案の作成手続に関する条例の一部を改正する条例について

島田市地区計画等の案の作成手続に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和4年2月15日提出

島田市長 染谷 絹代

島田市地区計画等の案の作成手続に関する条例の一部を改正する条例

島田市地区計画等の案の作成手続に関する条例（平成17年島田市条例第126号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第16条第2項」の次に「及び第3項」を、「提出方法」の次に「並びに地区計画等に関する都市計画の決定若しくは変更又は地区計画等の原案を申し出る方法に関し必要な事項」を加える。

第2条第1号中「の内容」を削る。

第5条中「市長が別に」を「規則で」に改め、同条を第7条とし、第4条の次に次の2条を加える。

（地区計画等に関する申出の方法）

第5条 法第16条第3項に規定する者は、1人で、又は数人共同して、地区計画等に関する都市計画の決定若しくは変更又は地区計画等の原案を市長に申し出ることができる。

2 前項の規定による申出は、次に掲げるところに従って、規則で定めるところにより行うものとする。

(1) 当該申出に係る地区計画等の内容が、法第13条その他の法令の規定に基づく地区計画等に関する基準に適合するものであること。

(2) 当該申出に係る地区計画等の対象となる土地（国又は地方公共団体の所有している土地で公共施設の用に供されているものを除く。以下同じ。）の区域内の土地の所有権又は建物の所有を目的とする対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。以下「借地権」という。）を有する者の3分の2以上の同意（同意した者が所有するその区域内の土地の地積と同意した者が有する借地権の目的となっているその区域内の土地の地積の合計が、その区域内の土地の総地積と借地権の目的となっている土地の総地積との合計の3分の2以上となる場合に限る。）を得ていること。

3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による申出の対象となる区域について、第2条の規定による公告が行われているときは、当該公告の日から法第20条第1項（法第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定による告示の日までの間

は、第1項の規定による申出を行うことができない。

(申出に対する措置)

第6条 市長は、前条第1項の規定による申出があったときは、遅滞なく、当該地区計画等の案の作成の必要性について検討し、その結果を当該申出をしたものに通知するものとする。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第29号

島田市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

島田市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和4年2月15日提出

島田市長 染谷 絹代

島田市水道事業給水条例の一部を改正する条例

島田市水道事業給水条例（平成17年島田市条例第165号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項の表125ミリメートルの項を削る。

第31条を次のように改める。

（料金）

第31条 料金は、1月につき、別表に定める基本料金と従量料金を合算した額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第31条関係）

1 基本料金

種別	メーターの口径	金額
普通給水	13ミリメートル及び20ミリメートル	1,045円
臨時給水	25ミリメートル	1,155円
浴場営業用給水	30ミリメートル	1,540円
	40ミリメートル	2,035円
	50ミリメートル	3,245円
	75ミリメートル	5,500円
	100ミリメートル	8,580円
	150ミリメートル	18,700円

2 従量料金

種別	金額（1立方メートルにつき）	
	10立方メートルまで	10立方メートルを超える分
普通給水	22円	143円
臨時給水		
浴場営業用給水	22円	47.3円

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日前から継続して給水を受けている者に係る水道料金であつて、施行日以後初めてその額が確定するものについては、改正後の第31条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第30号

第2次島田市総合計画後期基本計画の策定について

第2次島田市総合計画後期基本計画を別紙のとおり定める。

令和4年2月15日提出

島田市長 染谷 絹代

## 島田市総合計画

### 1 計画の役割

市政運営の最上位計画として定め、市民・事業者・行政が協働によってまちづくりを進めていくための総合的な指針とする。

### 2 計画の構成

基本構想、基本計画及び実施計画で構成する。

### 3 計画期間

#### 第2次島田市総合計画

基本構想 平成30年度から令和7年度まで

後期基本計画 令和4年度から令和7年度まで

実施計画 計画期間は3年間として、毎年度見直しを行う

## 未来に向けて

### 1 未来につなぐ3大戦略

豊かで持続可能な社会をつくり、島田市を次の世代につなげるため、総合計画の計画期間にはとどまらない長期的な視点に立った、市民・事業者・行政が一緒に考え、行動するための指針を次のとおり定める。

(未来につなぐ3大戦略)

循環型社会 今あるものを大切にして、豊かなまちであり続けます

縮充 選択と集中で、暮らしの満足度を高めます

D X デジタルの力で、暮らしを便利に変えていきます

### 2 島田市におけるSDGs

施策の柱ごと目的を同じくするSDGsの17のゴールを表記し、それらを見据えた取組を展開していくことで、「誰一人取り残さない」持続可能な社会の実現に貢献する。

## 基本構想

### 1 基本理念

まちづくりを進める上で、継続性をもった基礎的な考え方となる基本理念を、次のとおり定める。

(基本理念)

ここにしかない「個性」を大切に

どこよりも「元気」に

ともに支え合い「協働」して

### 2 将来像

総合計画の実行によって目指す「島田市のあるべき将来の姿」を明示する将来像及びその実現に向け、市民・事業者・行政がともに力を合わせてまちづくりに取り組むよう、それぞれの役割を次のとおり定める。

### (1) 将来像

笑顔あふれる 安心のまち 島田

### (2) 市民・事業者・行政の役割

#### ①市民の役割

まちづくりに参加する権利を有し、まちづくり全般に関心を持ち、情報の収集や学習活動を行い市民同士が積極的に交流するなど、まちづくりの主役となります。

#### ②事業者の役割

それぞれの経営理念に基づく事業活動により、安全で良質な商品やサービスを提供し、さらには社会貢献活動を通して地域との信頼関係や協力関係を構築するなど、まちづくりに携わる構成員となります。

#### ③行政の役割

将来像の実現に向け、市民の意向を踏まえつつ施策・事業を選択し、実行します。

まちづくりは市民の手の中にあるという意識を醸成し、市民とともに総合的・計画的にまちづくりを進めます。さらに、財政力・組織力を高め、行財政基盤の強化を図るとともに、複雑多様化する行政課題に効率的・効果的かつ迅速に対応します。

## 3 土地利用の方向

土地利用については、国土利用計画（島田市計画）に基づいて展開していくものとして、その基本となる考え方や土地利用の方向性を次のとおりとする。

### (1) 土地利用の基本的な考え方

土地は、市民生活及び産業・経済活動の共通の基盤と認識し、次の方針のとおり今後の土地利用を図る。

- ・大規模災害に備えた安全な土地利用
- ・活力あふれ持続的な成長を確保する土地利用
- ・自然と共生し快適でうるおいのある土地利用
- ・地域の魅力や個性を活かした土地利用
- ・市民や地域が主体的に参画して進める土地利用

### (2) 地域類型別の土地利用の基本方向

市域を土地利用上の特徴によって類型化し、その類型（ゾーン）ごとに土地利用を進める。

#### ①自然保全ゾーン

#### ②集落ゾーン

#### ③市街地ゾーン（川根、金谷、中心市街地周辺、六合、初倉）

#### ④中心市街地ゾーン（島田駅・市役所周辺）

#### ⑤にぎわい創出ゾーン

#### ⑥空港周辺ゾーン

#### 4 政策分野

将来像の実現に向けて、まちづくりの目標となる「政策分野」及び政策分野の取組を実現する「施策の柱」を次のとおり定める。

- 政策分野 1 安全で健やかに暮らせるまちづくり（防災・福祉・健康）
- 施策の柱
- 1 ここに住むすべての人の安全な生活を守る（危機管理・防災・消防）
  - 2 健康で自分らしく暮らす（健康づくり・地域医療）
  - 3 生涯を通じて誰もが生きがいを持ち安心して暮らす（高齢者・介護）
  - 4 互いに支え合い、いきいきと幸せに暮らす（地域福祉・障害福祉）
- 政策分野 2 子育て・教育環境が充実するまちづくり（子育て・教育）
- 施策の柱
- 1 子どもを生き育てやすい環境をつくる（子育て）
  - 2 地域ぐるみの教育環境をつくる（学校支援・子ども支援）
  - 3 豊かな心を育む教育を進める（義務教育）
  - 4 地域で学びの力を発揮する人材を育てる（社会教育）
  - 5 生涯を通じてスポーツを楽しむ人を増やす（スポーツ活動）
- 政策分野 3 地域経済を力強くリードするまちづくり（経済・産業）
- 施策の柱
- 1 地域で働く人を増やし、地域経済を発展させる（人材確保）
  - 2 世界に誇れる技術を持った中小企業を育てる（中小企業支援）
  - 3 商店街や個店を支援し、地域のにぎわいを生み出す（にぎわい創出）
  - 4 地域の特色を活かした農林業を進める（農業・林業）
  - 5 地域の魅力を活かした観光振興を図る（観光）
- 政策分野 4 住みよい生活環境があり、自然とともに生きるまちづくり（環境・自然・生活）
- 施策の柱
- 1 地域循環共生圏を形成する（脱炭素社会・エネルギーの地産地消・循環型社会・環境教育）
  - 2 みどり豊かな自然を守り育む（森林環境・農地保全・緑化活動）
  - 3 水資源と水環境を守る（水環境）
  - 4 住みよい生活環境をつくる（住宅・防犯・公共交通・交通安全・消費生活・人権・男女共同参画・多文化共生）
- 政策分野 5 歴史・文化がかがやく、人が集まるまちづくり（歴史・文化・地域）

- 施策の柱 1 培われた歴史・文化で地域への理解と愛着を深める（歴史・文化）
- 2 島田を知り、好きになってもらう（情報発信・シティプロモーション）
- 3 誰もが暮らしたい、関わりたい、魅力ある地域をつくる（移住・関係人口）
- 政策分野 6 ひと・地域を支える都市基盤が充実するまちづくり（都市基盤）
- 施策の柱 1 便利で魅力あるまちの拠点をつくる（都市計画）
- 2 安全で快適な生活基盤を整える（生活道路・河川・公園・上下水道）
- 3 地域と地域の活発な交流を支える道をつくる（幹線道路）
- 政策分野 7 人口減少社会に挑戦する経営改革（行財政）
- 施策の柱 1 みんなの協力でまちをつくる（市民協働）
- 2 安定的・継続的な市民目線の行財政運営を進める（行財政改革・人材育成・情報公開）
- 3 都市間連携による地域の活性化を進める（広域連携）
- 4 公共施設を賢く持って、賢く使う（公共施設の保全・再編・利活用）

## 基本計画

- 1 後期基本計画期間における「がんばるポイント」
- 基本構想に掲げる将来像の実現に向けて、後期基本計画期間に重点的に取り組む施策を「がんばるポイント」として定める。
- (1) 安全・安心で、楽しく暮らせるまちを創る【暮らし】
- ・あらゆる危機に対応できる危機管理体制の強化
  - ・島田市立総合医療センターを核とした地域医療体制の強化
  - ・島田第一小学校の改築
  - ・過ごしたくなるまちなかづくり
  - ・空き家対策の強化
  - ・コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりの推進
  - ・デジタル技術を活用した市民生活の利便性の向上
  - ・市役所新庁舎の建設
- (2) 未来につながるしごとを創る【産業】
- ・企業誘致や中小企業支援による地域産業の創出
  - ・生産者や茶商など関係者が一体となった茶業振興
  - ・地域資源を活用した観光振興
  - ・エネルギーの地産地消・省エネルギーの推進
  - ・自然環境の保全と活用

(3) 人口減少・少子超高齢社会で活躍できるひとづくり【ひと】

- ・ 共生社会に対する理解促進
- ・ 子育て環境の更なる充実
- ・ 1人1台端末を活用したICT教育の充実
- ・ 生涯学習のための環境整備
- ・ 移住定住の促進、関係人口拡大に向けた取り組み
- ・ 未来を担う若い世代との協働

2 分野別まちづくりの方向性

基本構想に掲げる将来像の実現に向け、第2次島田市総合計画後期基本計画の全てを包含する目標指標を「島田市のことが好きな市民の割合」とする。

また、政策分野における施策の柱に対し、目標指標となるめざそう値を設定し、その配下にある施策及びそれに対応するめざそう値を次のとおり定める。

○政策分野1 安全で健やかに暮らせるまちづくり

施策の柱1-1 ここに住むすべての人の安全な生活を守る

この柱のみんなでめざそう値

市民意識調査「地震・水害など災害に強いまちづくり」における市民満足度

施策	対応するめざそう値
1. 危機管理体制の実効性を向上させます	地区防災マップの整備数
2. 地域防災力の維持・向上の取り組みを加速します	地域の防災訓練参加率
3. 市民の安全確保を確実にする環境を整備します	一般住宅の耐震化率
4. 広域の消防救急体制を含め、関係機関等との連携体制を充実強化します	合同訓練等の参加団体数
5. あらゆるパンデミックから市民の生命と生活を守ります	感染症対策を備えた一次避難所の割合

施策の柱1-2 健康で自分らしく暮らす

この柱のみんなでめざそう値

市民意識調査「健康の増進（健康診断や予防対策）」における市民満足度

施策	対応するめざそう値
1. 市民の健康意識を高め、健康づくりを支援します	健幸マイレージ参加者数
2. 島田市立総合医療センターで質の高い医療を実践します	病院患者アンケート「病院全体に対する満足度」
3. 地域医療の確保と充実を図ります	訪問看護利用者数
4. 国民健康保険制度の安定運営に努めます	特定健康診査受診率

施策の柱1-3 生涯を通じて誰もが生きがいを持ち安心して暮らす

この柱のみんなでめざそう値

市民意識調査「高齢者の医療・介護・福祉の充実」における市民満足度

施策	対応するめざそう値
1. 自立した生活と健康寿命の延伸を図ります	しまトレ実施箇所数 生活支援サービス実施団体数
2. 安心して暮らせる環境づくりを推進します	地域高齢者見守りネットワーク協力事業所数
3. 心身の状態変化に応じた包括的支援を推進します	認知症サポーター養成者数 在宅等看取り率
4. 介護保険サービスの適正な提供を推進します	要介護・要支援認定率

施策の柱1－4 互いに支え合い、いきいきと幸せに暮らす

この柱のみんなでめざそう値

市民意識調査「福祉環境がよい」と感じる市民の割合

施策	対応するめざそう値
1. 地域福祉活動を積極的に推進します	地区社会福祉協議会の設置数
2. 自立した生活を送ることができるよう支援します	生活困窮者自立相談支援における困窮状況の改善件数（令和2年度からの累計）
3. 障害の相互理解と障害のある人の社会参加を促進します	市民意識調査「障害者が生活しやすい環境づくり」における重要度
4. 障害福祉サービスの充実を図ります	市民意識調査「障害者が生活しやすい環境づくり」における市民満足度

○政策分野2 子育て・教育環境が充実するまちづくり

施策の柱2－1 子どもを生き育てやすい環境をつくる

この柱のみんなでめざそう値

市民意識調査「保育環境の充実や子育てへの支援」における市民満足度

施策	対応するめざそう値
1. 家庭を持ちたくなる環境づくりを推進します	島田市結婚支援ネットワーク加入団体の支援により成婚した組数（令和2年度からの累計）
2. 子育てを温かく見守る環境をつくります	マイ支援センター登録者の子育て支援センター延べ利用人数
3. 切れ目ない支援で、親子の心と身体を守ります	担当保健師がいることを知っている保護者の割合
4. 子ども一人ひとりの状況に応じた支援を充実させます	就学前の心理検査希望者の待機人数
5. 保育環境の更なる充実を図ります	保育所等の待機児童の割合 放課後児童クラブの待機児童の割合

施策の柱2－2 地域ぐるみの教育環境をつくる

この柱のみんなでめざそう値

市民意識調査「地域ぐるみの教育環境の充実」における市民満足度

施策	対応するめざそう値
1. 地域全体で学校教育を支援し、教育力の向上を図ります	地域学校協働本部事業等ボランティア活動延べ人数

2. 地域の人・資源を活かした学びの場をつくります	サタデーオープンスクール・サマーオープンスクールの延べ参加人数（平成30年度からの累計）
3. 家庭教育を推進し、子育て学習を支援します	家庭教育講座の延べ参加者数

### 施策の柱2-3 豊かな心を育む教育を進める

この柱のみんなでめざそう値

市民意識調査「小・中学校教育の充実」における市民満足度

施策	対応するめざそう値
1. 子どもの成長を支える教育環境を構築します	学校が楽しいと感じる児童・生徒の割合（小学校） 学校が楽しいと感じる児童・生徒の割合（中学校）
2. デジタル社会で活躍できる児童・生徒を育てます	授業で端末などのICTを活用したいと思う児童・生徒の割合（小学校） 授業で端末などのICTを活用したいと思う児童・生徒の割合（中学校）
3. 誰もが安心して教育を受けられる環境をつくります	不登校児童・生徒におけるチャレンジ教室登録者の割合
4. 安全・安心でおいしい学校給食を提供します	学校給食における島田市産農産物の使用割合（金額ベース）
5. 学校施設の適切な管理運営に努めます	耐震性能がよい学校施設の割合
6. 子どもにとって望ましい学校環境づくりを推進します	北部4小学校と島田第一小学校の交流活動の回数

### 施策の柱2-4 地域で学びの力を発揮する人材を育てる

この柱のみんなでめざそう値

市民意識調査「生涯学習への支援」における市民満足度

施策	対応するめざそう値
1. 生涯学習の充実を図ります	しまだ楽習センター「ふれあい楽習講座」受講満足度
2. 青少年の健全な育成を支援します	青少年リーダー育成事業参加者数
3. 図書館機能を充実させ読書活動を支援します	市民1人当たりの図書貸出点数（年間）

### 施策の柱2-5 生涯を通じてスポーツを楽しむ人を増やす

この柱のみんなでめざそう値

市民意識調査「生涯スポーツへの支援」における市民満足度

施策	対応するめざそう値
1. 生涯スポーツを普及します	スポーツ教室の延べ参加者数
2. 競技スポーツの推進を図ります	全国大会に出場した市民・団体の数（個人） 全国大会に出場した市民・団体の数（団体）
3. スポーツ活動を行う環境を適切に管理運営します	施設利用者数（社会体育施設）

○政策分野3 地域経済を力強くリードするまちづくり

施策の柱3-1 地域で働く人を増やし、地域経済を発展させる

この柱のみんなでめざそう値

市民意識調査「雇用の確保・創出」における市民満足度

施策	対応するめざそう値
1. 活躍する人を育て、応援します	産業支援センターの支援により起業した人数（平成30年度からの累計）
2. 多様な働き方を応援します	サテライトオフィス等の誘致件数
3. 働きやすい職場づくりを支援します	市民意識調査「職場で男女が平等である」と思う市民の割合

施策の柱3-2 世界に誇れる技術を持った中小企業を育てる

この柱のみんなでめざそう値

市民意識調査「企業への支援や誘致などの工業振興」における市民満足度

施策	対応するめざそう値
1. 中小企業の「稼ぐ」を応援します	産業支援センターの個別相談における満足度
2. デジタルを活用して、地域産業を盛り上げます	市内事業者のECサイト等新規構築支援件数
3. 地域に元気をもたらす地域産業を創出します	企業立地促進事業費補助金交付件数（平成30年度からの累計）

施策の柱3-3 商店街や個店を支援し、地域のにぎわいを生み出す

この柱のみんなでめざそう値

市民意識調査「魅力ある商店街づくりなどの商業振興」における市民満足度

施策	対応するめざそう値
1. 中心市街地のにぎわいづくりを進めます	中心市街地の空き家・空き店舗への出店支援件数（令和元年度からの累計）
2. 公共空間を活用して、人と人をつなげます	公共空間を活用したイベントの回数（官民合計）
3. チャレンジする店主を支援します	産業支援センターにおける商業者・サービス事業者等の個別相談件数

施策の柱3-4 地域の特色を活かした農林業を進める

この柱のみんなでめざそう値

市民意識調査「農林業の振興（生産基盤の整備・後継者育成等）」における市民満足度

施策	対応するめざそう値
1. 次の世代へつなげる「稼ぐ農林業」を目指します	複合経営に取り組む認定農業者数
2. 農地を集積・集約し、生産体制を強化します	農地中間管理機構を利用した農地集積面積
3. 農林業生産基盤の整備を推進します	農地中間管理機構を利用した基盤整備事業の進捗率（切山地区・落合地区・諏訪原地区）

4. お茶の魅力を発信し、茶業の振興を図ります	有機・無農薬栽培茶園面積
-------------------------	--------------

#### 施策の柱3-5 地域の魅力を活かした観光振興を図る

この柱のみんなでめざそう値

市民意識調査「地域の特色を活かした観光の振興」における市民満足度

施策	対応するめざそう値
1. 地域資源を活用し、「稼ぐ観光」を目指します	観光消費単価
2. 魅力ある観光情報を効果的に発信し、交流人口を拡大します	観光交流客数
3. 蓬萊橋周辺の整備を進め、訪れる人の満足度を高めます	蓬萊橋利用者数
4. 川越し街道の魅力を高め、にぎわいを創出します	島田宿川越遺跡認知度

#### ○政策分野4 住みよい生活環境があり、自然とともに生きるまちづくり

##### 施策の柱4-1 地域循環共生圏を形成する

この柱のみんなでめざそう値

市民意識調査「地域循環共生圏の形成」における重要度

施策	対応するめざそう値
1. エネルギーの地産地消を推進します	市内の再生可能エネルギー設備の導入量
2. 省エネルギーを推進します	市内の使用電力量
3. 資源のリサイクルを推進します	リサイクル率
4. ごみの減量を推進します	一人1日当たりごみ排出量
5. 環境教育・学習を推進します	アース・キッズ事業など環境学習への参加者数（平成18年度からの累計）

##### 施策の柱4-2 みどり豊かな自然を守り育む

この柱のみんなでめざそう値

市民意識調査「森林などの自然環境の保全」における重要度

施策	対応するめざそう値
1. 森林環境の保全を図ります	森林整備面積（平成30年度からの累計）
2. 農地や森林が持つ多様な効果を守り、活かします	多面的機能支払交付金事業における地域活動参加人数（平成30年度からの累計）
3. まちの緑化を推進します	帯桜植樹本数

##### 施策の柱4-3 水資源と水環境を守る

この柱のみんなでめざそう値

市民意識調査「水資源・水環境の保全」における重要度

施策	対応するめざそう値
1. 水資源を保全します	汚水処理人口普及率

2. 水環境を守ります	市内一斉環境美化活動実施地区数
3. リニア中央新幹線整備における水資源と自然環境の保全に取り組みます	市民意識調査「リニア中央新幹線建設工事に伴う大井川の流量減少予測への対策」に対する市民の関心度

#### 施策の柱4-4 住みよい生活環境をつくる

この柱のみんなでめざそう値

市民意識調査「住みごこちがよい」と感じる市民の割合

施策	対応するめざそう値
1. 快適な居住環境の確保、安定した市営住宅の供給に努めます	耐用年数が経過した市営住宅の解体すべき戸数
2. 空き家の流通を促進するとともに、危険な空き家への対策を強化します	中古住宅購入補助件数（平成29年度からの累計）
3. 防犯活動を推進します	犯罪発生件数（刑法犯認知件数）
4. 地域の実情にあった公共交通を運行します	地域公共交通利用者数
5. 交通安全対策を推進し、地域の安全を高めます	交通事故（人身事故）発生件数
6. 消費生活対策を推進します	消費生活相談件数
7. 人権が尊重される社会、男女共同参画社会の実現を目指します	人権啓発事業への参加者数 市民意識調査「女性の社会進出を推進すべきと思う」市民の割合
8. 国籍や文化にとらわれず、多様な価値を認め合い共に暮らします	市民意識調査「在住外国人との交流・共生」における重要度

#### ○政策分野5 歴史・文化がかがやく、人が集まるまちづくり

施策の柱5-1 培われた歴史・文化で地域への理解と愛着を深める

この柱のみんなでめざそう値

市民意識調査「歴史を活かしたまちづくり」における市民満足度

施策	対応するめざそう値
1. 歴史資源を守り、活用を進めます	諏訪原城ビジターセンター来館者数
2. 歴史に触れる機会を創出します	島田市博物館入場者数（分館含む）
3. 文化や芸術に親しむ機会を充実します	市民文化祭参加者数

施策の柱5-2 島田を知り、好きになってもらう

この柱のみんなでめざそう値

市民意識調査「情報発信力がある」と感じる市民の割合

施策	対応するめざそう値
1. 効果的に情報を発信し、島田をもっと知ってもらいます	ホームページ総ビュー数
2. 島田市緑茶化計画を旗印としたシティプロモーションの推進により、島田のブランド力を高めます	都市の認知度（地域ブランド調査）

施策の柱5－3 誰もが暮らしたい、関わりたい、魅力ある地域をつくる

この柱のみんなでめざそう値

都市の魅力度（地域ブランド調査）

施策	対応するめざそう値
1. 移住支援を推進します	市外からの移住者数（平成27年度からの累計）
2. 島田を応援してくれる人を増やします	ふるさと寄附金寄附件数（平成30年度からの累計）
3. 中山間地域での豊かな暮らしを応援します	市民意識調査「今の場所で住み続けたい」と思う「川根」「伊久身・大長」地域住民の割合

○政策分野6 ひと・地域を支える都市基盤が充実するまちづくり

施策の柱6－1 便利で魅力あるまちの拠点をつくる

この柱のみんなでめざそう値

市民意識調査「コンパクト・プラス・ネットワークの推進」における重要度

施策	対応するめざそう値
1. コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりを推進します	立地適正化計画に位置付けた誘導施設の充足割合
2. 地域景観の向上を図ります	市民意識調査「心地よい景観の形成」における市民満足度
3. 新東名高速道路島田金谷インターチェンジ周辺地区（ふじのくにフロンティア推進区域）の開発整備を推進します	ふじのくにフロンティア推進区域における企業立地促進事業費補助金交付件数（平成30年度からの累計）
4. 富士山静岡空港周辺プロジェクトを推進します	市民意識調査「富士山静岡空港を活用したまちづくり」における市民満足度

施策の柱6－2 安全で快適な生活基盤を整える

この柱のみんなでめざそう値

市民意識調査「住宅地の整備や良質な住まいづくりの促進」における市民満足度

施策	対応するめざそう値
1. 生活道路を計画的に整備し、適正な維持管理に努めます	道路の新設改良・補修に対する自治会要望の対応率
2. 河川・橋りょうを計画的に整備し、適正な維持管理に努めます	橋りょう長寿命化工事の実施箇所数（令和元年度からの累計）
3. 親しみやすい公園緑地を適切に管理運営します	遊具やベンチなどの改修箇所数（平成30年度からの累計）
4. 上下水道事業の安定的な運営を図ります	水道送水管総延長のうち耐震適合性がある管の割合 公共下水道の供用開始区域内における接続済み人口の割合

施策の柱6－3 地域と地域の活発な交流を支える道をつくる

この柱のみんなでめざそう値

市民意識調査「主要な道路の整備」における市民満足度

施策	対応するめざそう値
1. 幹線道路の整備を推進します	主要4路線の幹線道路整備率
2. 広域幹線道路の整備促進を行います	「国道1号島田金谷バイパス旗指IC-大代IC間の4車線化事業」及び「国道473号金谷相良道路II工区整備事業」の整備率

○政策分野7 人口減少社会に挑戦する経営改革

施策の柱7-1 みんなの協力でまちをつくる

この柱のみんなでめざそう値

市民意識調査「住民の市政への参加の推進」における重要度

施策	対応するめざそう値
1. 協働のまちづくりを推進します	協働のまちづくり推進事業費補助金交付事業実施件数
2. 地域主体のまちづくりを推進します	ガンバル自治会地域活動事業実施件数(平成29年度からの累計)
3. 平和に向けたまちづくりを推進します	平和祈念式典参加者数

施策の柱7-2 安定的・継続的な市民目線の行財政運営を進める

この柱のみんなでめざそう値

市民意識調査「市の財政の健全運営」における市民満足度

施策	対応するめざそう値
1. 行財政改革を進めます	職員提案件数(平成30年度からの累計)
2. 人材育成を推進し組織力を強化します	公募研修の応募者割合
3. 開かれた市政を推進します	市民意識調査「情報公開など行政の透明性の向上」における市民満足度
4. 行政情報システムの安定運用・最適化に努めます	情報システムにおける重大インシデントの発生件数(平成30年度からの累計)
5. デジタルの恩恵をすべての市民に届けます	マイナンバーカード交付率

施策の柱7-3 都市間連携による地域の活性化を進める

この柱のみんなでめざそう値

市民意識調査「周辺市町との連携によるまちづくりの推進」における市民満足度

施策	対応するめざそう値
1. 近隣市町と連携した広域行政を推進します	「しずおか中部連携中枢都市圏ビジョン」のうち島田市主体事業における成果指標「大井川ニューツーリズムイベント参加者数」
2. 国内外の交流都市との交流・連携を推進します	島田市国際交流協会の会員数

施策の柱7-4 公共施設を賢く持って、賢く使う

## この柱のみんなでめざそう値

市民意識調査「公共施設の質・量・管理費の適正化」における市民満足度

施策	対応するめざそう値
1. 公共施設のあり方の検討を進めます	公共施設のあり方に関する行政との対話の場に参加した市民の延べ人数（令和4年度からの累計）
2. 公共施設を効率的に整備・運営します	公共施設管理運営費の市民1人当たりの負担額
3. 新庁舎の建設を推進します	新庁舎建設事業の進捗率
4. 公的不動産を戦略的に管理・活用します	利活用可能な低・未利用資産のうち利活用又は処分した面積の割合（令和3年度からの累計）

### 3 地域別まちづくりの方向性

都市の将来的な構造や土地利用などを踏まえた、市民生活に身近な地域ごとのまちづくりの方向性を次のとおり定める。

#### (1) 川根地域

##### ア テーマ

「雄大な自然を背景に、多彩な交流と活力を生み出す地域」

##### イ まちづくりの方針

###### ○土地利用に関する内容

森林・河川などの自然環境や水資源及び農地を保全し、多彩な交流と活力を生み出し、多様なライフスタイルに対応できる住環境を形成する土地利用を目指します。

###### ○施策と内容

- ・桜、温泉、野守の池、パラグライダー等の地域資源を活用し、大井川鐵道を軸に大井川流域全体の回遊促進を図ることで、四季折々の自然を体感できるにぎわいのあるまちづくりを進めます。
- ・地域の魅力を都市圏に向けて発信するとともに、積極的に地域のイベントを開催することで地域への興味・関心を喚起し、関係人口の増加を図ります。
- ・空き家を活用した住居や就業先の確保、子育て・教育、医療、買い物、生活道路等の生活環境を充実することで、多様なライフスタイルに対応可能な住環境を実現し、移住・定住を促進します。
- ・農産物の品質の向上や有機栽培への転換を通じた高付加価値によるブランド化の推進、大井川流域産材の需要の拡大といった施策を進めることにより農林業の振興を図り、農地や森林が持つ多面的機能（カーボンニュートラルへの寄与、景観の維持、生態系を活用した防災・減災等）の維持・発揮を図るための支援や取り組みを推進します。

#### (2) 伊久身・大長地域

## ア テーマ

「水と緑の自然に育まれたふれあい豊かな暮らしやすい地域」

## イ まちづくりの方針

### ○土地利用に関する内容

大井川、伊久美川、相賀谷川、伊太谷川といった清流や豊かな里山空間といった自然環境とともに、安全で快適な暮らしが確保できる土地利用を目指します。

### ○施策と内容

- ・ 山の家、やまめ平といった豊かな自然環境を体験できる施設の情報を効果的に発信し、交流人口の増加を図ります。
- ・ 清流や里山といった豊かな自然環境を維持・保全するとともに、ハイキングやキャンプといった活用方法を検討します。
- ・ 集落間及び中心市街地へのアクセスを容易にする道路網や公共交通の確保に努めます。
- ・ 統廃合による学校跡地について、地域住民を交えて、地域の活性化や暮らしやすさの向上につながる活用方法を検討します。
- ・ 梅やみかん、お茶といった地域の特産物を栽培する農業の振興・継承に努めます。また、農地の集積・集約化により、効率的な農業の実現を目指します。

## (3) 金谷地域

## ア テーマ

「茶文化を守り伝え、多彩な交流と新たな活力を生み出す地域」

## イ まちづくりの方針

### ○土地利用に関する内容

自然・歴史・文化を守り伝えながら、安全で快適な居住環境を形成し、交通アクセスの優位性を活かした新たな活力を創造する土地利用を目指します。

### ○施策と内容

- ・ 大井川流域観光の玄関口である「KADODE OOIGAWA」と、これに併設した観光案内所「おおいなび」を中心に、豊かな歴史・文化などの地域資源、観光資源を活用しながら、多くの人を訪れるにぎわいのあるまちを目指します。
- ・ 交通結節点としての優位性を更に高めるため、国道1号及び国道473号の4車線化をはじめとする広域幹線道路の整備を関係機関に働きかけるとともに、快適な地域内交通を確保するため、生活道路の整備を進めます。
- ・ 新東名島田金谷インターチェンジ周辺の優れた立地特性、豊かな大井川の水資源を活かした企業誘致により、活力のあるまちづくりを進めます。

- ・里山風景や大茶園のパノラマなどを活かした美しい景観づくりに努めます。
- ・金谷地区生活交流拠点を中心とし、健康づくりや子育て支援といった日常生活に関連する機能の集積を進めるとともに、拠点への移動手段の確保を図ります。

#### (4) 旧市内・大津地域

##### ア テーマ

「大井川の恵みと交通の利便性を活かした、人々が出会い歩きたくなる地域」

##### イ まちづくりの方針

###### ○土地利用に関する内容

市の中心部としてにぎわいと活力を育み、安全・安心で快適な暮らしを支える土地利用を目指します。

###### ○施策と内容

- ・中心市街地については、多くの人が暮らし、過ごしたくなり、働くことができるまちづくりを進めます。また、道路や公園などの公共空間を活用することによって魅力ある場所として磨き上げ、居心地が良く歩きたくなる空間を創出します。
- ・医療機能をはじめ福祉や子育て支援機能を充実するほか、生活に身近な道路の改修による安全で快適な道路網の確保や移動ニーズに合わせた公共交通の確保により、多世代が生活しやすい快適な居住環境の形成を目指します。
- ・自然環境を保全するとともに、急傾斜地の災害対策や河川の治水対策を推進することで、豊かな自然の中で安全・安心に生活できる環境を整備します。
- ・歴史・文化などの地域資源、観光資源の保全・活用を図り、景観づくりにも配慮しながら地域の魅力を高めます。

#### (5) 六合地域

##### ア テーマ

「緑がうるおう多様な世代が交流する暮らしやすい地域」

##### イ まちづくりの方針

###### ○土地利用に関する内容

幹線道路沿いの農地については、保全すべき農地の明確化と計画的な土地利用を検討し、緑豊かな自然環境を保全しながら、多世代が住みやすい快適な居住環境の形成を目指します。

###### ○施策と内容

- ・六合駅や六合公民館といった地域拠点を中心に、医療・福祉・商業・子育て支援施設などの都市機能の誘導を図り、活発な地域コミュニティ活

動等を活かした、多世代が交流する暮らしやすいまちづくりを進めます。

- ・地域内を東西、南北に走る幹線道路の利用実態に即した整備を進めるとともに、関係機関への働きかけをすることで、利便性と快適性の高い道路ネットワークを形成します。
- ・通学路となる生活道路、幹線道路の歩行空間などの整備により、安心して歩けるみちづくりを進めます。
- ・森林や河川、大津谷川や栃山川沿いの桜並木といった自然環境を大切に保全し、緑豊かなまちづくりを進めます。

## (6) 初倉地域

### ア テーマ

「緑と歴史が調和した、活発な交流を生み出す地域」

### イ まちづくりの方針

#### ○土地利用に関する内容

社会情勢の変化に合わせた保全すべき農地の明確化と都市的土地利用の調和を検討し、高い交通アクセス性を活用しながら、自然の豊かさと生活の快適性が両立される土地利用を目指します。

#### ○施策と内容

- ・富士山静岡空港や東名高速道路など、広域交通拠点としての特性を活かした都市基盤の整備や企業・商業施設の立地を進めます。
- ・富士山静岡空港、東名高速道路及び市内中心部につながる幹線道路や、それらを補完する生活道路の整備を進め、交流と活力を生み出す都市基盤の充実を図るとともに、地域の安全性・快適性を確保します。
- ・牧之原台地に広がる茶畑を保全・整備するとともに、大茶園を活かした特色ある景観形成により観光資源として活用を図ります。
- ・初倉公民館を地域拠点の中心として、医療・福祉・商業・子育て支援といった都市機能の誘導を図り、便利で暮らしやすいまちづくりを進めます。

## 4 計画の推進に向けて

後期基本計画を推進していく上で、留意すべき基本的な考え方を次のとおり定める。

### (1) 選択と集中による効率的な施策・事業推進

人口減少の進行、激甚化する自然災害、公共施設等の老朽化など、地方自治体を取り巻く状況は厳しさを増しています。さらには、目まぐるしく変化する社会情勢に柔軟に対応していくことも必要です。

このような状況に対し、限られた経営資源をより効果的に活用していく必要があることから、真に必要な施策・事業を選択し、資源を集中させて、このまちに暮らす満足度を上げていく「縮充」の考え方に基づき、施策・事業を推進

していきます。

(2) P D C Aサイクルに基づく進行管理・評価

後期基本計画に基づいて実施する施策・事業について、P D C Aサイクルに基づく進行管理を行います。

達成状況を測るため施策ごとに設定した「めざそう値」によって進捗管理を行い、その評価にあたっては、行政の視点による内部評価だけでなく、市民意識調査などの市民の視点を取り入れた外部評価により、複合的に評価します。

(3) 健全で持続可能な市政運営

今後も厳しい財政状況が続くことが想定される中、限られた経営資源で行政サービスを維持しつつ、新たな市民ニーズや多様化する行政課題に対応していくためには、健全な財政基盤が必要になります。国や県等の支援事業や市有財産の活用などにより、財源の確保に努めるとともに、民間企業の経営手法を参考に、市民ニーズを踏まえた効率的な事業実施を図り、将来にわたり持続可能な市政運営を進めていきます。

議案第31号

町の区域の変更について

次のとおり、町の区域を告示の日から変更する。

令和4年2月15日提出

島田市長 染谷 絹代

1 若松町に編入する区域

向島町2747の5から2747の10まで、2747の27から2747の30まで、2755の1、2755の6から2755の9まで、2756の8から2756の11まで、2759の20、2759の29から2759の32まで、2759の38から2759の40まで、2759の42、2773の7、2773の31から2773の33まで、2773の35、2773の37から2773の42まで、2775の3

2 向島町に編入する区域

若松町2788の14から2788の19まで